

令和5年度 高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事録（要旨）

開催日時： 令和5年9月12日（火）10：00～12：00

場 所： 高知県立人権啓発センター 6階ホール

委員氏名： 大城由美、八田章光、岡上裕、中島香織、井奥和男、木下宏美、古谷純代、
安田博人、津野桃代、吉野晴喜、笹岡貴文

議 題： 次第参照

1 開会

2 報告事項

- （1）「政策提言（犯罪被害者等支援施策の充実強化について）」
- （2）「犯罪被害者等支援施策の一層の推進について」
- （3）「刑法及び刑事訴訟法の一部改正等について」
- （4）「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」について」

事務局（県民生活課）

資料1「国への政策提言について」、資料2「犯罪被害者等施策の一層の推進について」、
資料3「刑法及び刑事訴訟法の一部改正等について」、資料4「子ども・若者の性被害
防止のための緊急対策パッケージ」について」を説明。

会長

資料2の犯罪被害者等施策推進会議の決定事項で「1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」、「2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」、「4 地方における途切れない支援の提供体制の強化」は1年以内をめどに結論を出すということだが、「5 犯罪被害者等のための制度の拡充等」の各種社会保障・社会福祉制度については、新たなものを創設するのか。犯罪被害者等のための制度の拡充とあるが、そのあたり何か情報はるか。

事務局（県民生活課）

医療関係では犯罪被害により生じた傷害や傷病が医療保険の対象にならないといった誤解が生じており、改めて周知の徹底をしている。また、PTSDになった場合のカウンセリング等は基本的に一部保険適用であるが、その割合を改善したり、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居については、改めて各自治体に通知をする等が今のところ盛り込まれている。

今後とも検討が進むことが予想されるが、今のところ生活関係や医療関係の部分で検討がされている。

会長

「4 地方における途切れない支援の提供体制の強化」、「5 犯罪被害者等のための制度の拡充等」は引き続き政策提言を実施する際に念頭に置いていただきたい。

刑法の部分で撮影罪等新設されたが何か意見はないか。

委員

毎日のように性被害の報道がされているなか、今まで声を上げられなかった被害者からの相談もこれから増えてくるのではないか。性暴力被害者サポートセンターこうちが一番受皿として大きいと思うが、今まで発見されなかった被害者の支援も必要とされると思う。

委員

今回、高知県が実施した政策提言の内容を拝見した。このような内容が少しでも前進すれば、被害者が精神的にも経済的にも楽になると思う。

刑法等の改正については、今後とも積極的に研修を実施し有効的にいかしていく。

昨今、県下も含めて子どもや男性・男児の性被害が、社会的に大きな問題となっている。

9月中旬に男性・男児のホットラインが開設されるということで、つながる一つのツールができたことが非常にありがたい。

また、センターでは犯罪被害相談員が、学校や地域等の研修会に参加させていただいているが、特に学童に対しての支援の充実を図りたいので、今後とも県に情報提供をお願いしたい。

委員

補足の説明になるが、資料4の中段の性被害のところに「生命（いのち）の安全教育」やプライベートゾーン等の啓発キャンペーン活動の実施と記載があるが、高知県産婦人科医会と教育委員会が合同で教材を作成し、小・中・高等学校に積極的に性教育の講義を実施している。学校から依頼があれば、産婦人科医や助産師等が学校に出向いて実施しているが、今年の希望数は去年と比較してかなり増加した。

今年、性交同意年齢が引き上げられたので、内容を修正した教材を活用し周知している。

事務局（県民生活課）

1点目の効果的な政策提言については、国の犯罪被害者等政策推進会議での議論の動向

を県として情報収集に努めていきたい。また、県が要望したものの中で反映されていないものもあるため、引き続き要望し、県の提言が実現されるように今後も継続していきたい。

2点目の刑法の改正については、改正刑法の附則で「国民への周知を広める」という規定もあるので、センターでの研修実施はありがたい。

3点目、男性・男児のための性暴力被害者ホットラインについては、現時点で性暴力被害者サポートセンターこうちでは、相談対象者を女性に限定しておらず、男性からの相談も約1割ほどある。医療従事者等研修会においても従来は産婦人科の医師等を対象にしていたが、昨年度からは泌尿器科や小児科等へも案内をしており、男性・男児への性被害の防止に向けて県としてもできるところから始めている。

4点目のワンストップ支援センターの地域や学校への出前授業については、教育委員会とも連携しながら、性被害の防止に向けて引き続き取り組んでいきたい。

委員

今ご紹介があった学校での性教育の講義はすごく素晴らしいと思う。一方で、今回の法律の改正に伴い、中・高校生が直接当事者として関わるような内容については、全学校で何らかのアクションがあるのか。

事務局（県民生活課）

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージの中では、小学生・未就学児等を対象にプライベートゾーンの意味を教えたり、中・高・大学生を対象に今回の刑法改正の趣旨や内容、性交同意年齢が引き上げられた点などを周知することとされている。

委員

高知県内ではどのような取組を考えているのか。

委員

具体的に何か取組があるのか。

事務局（県民生活課）

教育委員会の範疇になると思う。まだ情報が入ってきていないので保健体育課に確認し、後日報告する。

委員

教育委員会から依頼を受けて産婦人科医が講義をする場合は、講師から性交同意年齢が

引き上げられたことを説明している。

委員

教育委員会として全体にどのような活動されているのか。

事務局（県民生活課）

国から性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針が発出された際に、保健体育課から各県立学校長宛てに、生命（いのち）の安全教育の教材や、性に関する指導の手引き等の活用について周知されている。その後の具体的な取組の内容については、分かる範囲で委員へ報告する。

会長

それでよろしいか。

委員

はい。

委員

生命（いのち）の教育は、2002年頃までは非常に活発に取り組んでいたが、当時、保護者の方から内容が過激だというような批判的な意見があった。他の事情もあったようであるが、それ以降は消極的になっていった。

先ほど他の委員の意見からも出たが、文部科学省の指導方針では年齢により表現方法の制限等があり、子どもの実態にそぐわないように感じている。

自分の教育現場での経験からは、年齢とは関係ないように感じている。性行為によって、妊娠した場合に傷つくのは女性であるという意識（認識）が低く、また十分な知識がないため、安易に不特定多数の男性と性行為をするという生徒にも出会った。

学校全体での性教育の必要性を訴えても、現場では重大に受け止めてくれなかったこともあった。

子どもたちの現状は、危険な方向に進んでいる。教育委員会や学校は子どもたちの実態を正確に把握する必要があるのではないか。

事務局（教育委員会）

学校現場での周知については、資料5の1番に記載のとおり県内全ての公立・県立学校の人権教育主任に対して県制度の周知ができています。ただ、学校だけでの対応は困難であ

るため、関係機関としっかり連携して支援をしていくことが大事。まずは教員がこの制度や相談機関を知ることが重要であるので、教育委員会の全課で情報共有し、周知を図りたい。

2番の生命（いのち）の安全教育については、保健体育課が主管で、市町村教育委員会の教育長会等での周知を実施し、先ほどの委員からの意見のとおり段々広がってきている状況。

当課では、被害に遭っている児童生徒がなかなか声を上げられない実態から、自分1人で抱え込まずにすぐに信頼できる友人、大人や家族に発信すること、発信の仕方について、県立学校を指定をしてSOSの出し方教育を実施している。来年度からは、指定学校を増やし、スクールカウンセラーのスーパーバイザーも含めた関係機関や福祉部署とも連携し、教育を進めていく予定。SOSを受け取った側がどのように対応するのかは、相談機関や支援先を把握した上で、保護者や児童へ対応をしていく。

また、学校生活アンケートを2回以上実施しており、アンケートには、「嫌なことをされた」、「恥ずかしいことをされた」という項目を作り、「誰から」というところを選ぶ形式のアンケートを無記名で実施している。ただ、小学校の低学年であれば、恥ずかしいことが一体どういうことなのか、性暴力、性被害に遭っていること自体が分からないといったような実態があるため、今後アンケート項目の見直しを予定している。

3 議題

(1)「令和4年度第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議における意見への対応」

事務局（県民生活課）

資料5「令和4年度第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議における主な意見に対する県の考え方について」説明。

委員

保健体育課と人権教育・児童生徒課で連携をして取り組んでほしい。

人権教育主任への制度の周知はできたと思うが、それが現場でどういうふうに伝わり、どのように理解されて動いていくかを把握すること、徹底することが大事だと思う。

子どもたちの実態と教職員や保護者との意識のずれがすごくあることを危惧している。教育現場はとても忙しくて大変だと思うが、現実（実態）に寄り添った教育を実施してほしい。保護者の意識をどのように変えていくかも大きな課題であると思うので、一人でも多くの子どもたちを救えるような、実態に寄り添った施策を希望する。

委員

委員の「実態に応じて」というところがすごく大事だと思う。

高校生の場合でも、本当に危うい性犯罪に結び付くのではないかというような付き合い方をしているケースがある。その生徒の家庭環境や今までの育ちによって、それが愛情であると勘違いしていたり、分かっていないことがある。知的に理解が難しい場合には、これは性犯罪なんだということを全く思っていないこともあるので、この生命（いのち）の安全教育等も実年齢で切らずに、その児童生徒や集団の実態に応じてやっていければすごく良いと思う。犯罪であるということを理解していない児童生徒が結構いるということを実感している。

もう一点、緊急対策パッケージの中で、児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実が挙げられており、すごく大事だと思った。学校の子供は学校では緊張していて、いつもの姿や本音が出ない場合がある。私も経験上、放課後児童クラブで、実は学校でいじめられて嫌なんだという本音を子どもが言ってくれたりしたことがあった。児童クラブでの支援者に対して、性被害について周知できれば、学校等も助かると思う。

事務局（県民生活課）

国の「生命（いのち）の安全教育推進事業」の中でも、発達段階に応じて就学前の教育も含め、生命（いのち）の安全教育を実施している。本日の会議での意見は教育委員会の保健体育課にも共有し、子供にとってより良い環境になるよう教育委員会と連携を図っていきたい。

事務局（教育委員会）

人権教育・児童生徒課としては、委員からのご意見のとおり、県立学校と子どもたちの実態を把握した上での施策を検討している。資料6-2の5枚目に記載のとおり、学校の教員では分からない部分についての相談窓口として、心の教育センターでの相談業務の実施や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置を担当している。

多くは無いものの、スクールカウンセラーが、学校の先生には言わないで欲しいという形で、家庭内での性暴力や重い事案を受け取ったという報告も来ているが、スクールカウンセラーは内緒にはできないので、どの先生にであれば言えるかを確認して支援に当たっている。今回の制度の改正については、スクールカウンセラーにもしっかりと研修等の実施をしないといけないと思っている。

また、スクールソーシャルワーカーは、要保護児童対策協議会に参加しているため、学校と福祉部署が連携できる。実態を把握しながら、どのような支援をやっていくかを考えている次第。

相談活動で非常に多いのは、子どもたちからの相談で、内容は友人関係、家族関係や自分自身に関わること。保護者からは、不登校の相談が多く、性被害に係る相談は少ない。

LINE相談は、高校生を対象としているが、やはり友人、親子関係が多い。このようなところから子どもたちの実態をしっかりと把握して、現実に応じたものを今後採っていかなくてはならないと考えている。

委員

机の上に国からのカードが配布されているが、センターもこういったカードを配布したり、現在県にも協力してもらいトイレ等に貼り付けするステッカーを配布し広報している。

広報啓発のリーフレットやチラシは必要だと思っているが、性被害については非常に低年齢化していることを考えると、目線を落として作成することが必要であることに今日気付いた。また、県、県警察、関係機関にもご協力いただかないと厳しいが、今後広報啓発のやり方についても検討する必要があると感じた。

センターはSNSを活用することについては躊躇するところがあるが、広報の在り方を含めて犯罪被害に遭われた方への配慮が必要と思うので、今後相談させて欲しい。

会長

資料5の3番目の相談の端緒について、法テラスや弁護士等の「他機関」と警察を分離しているのは何か理由があるのか。

事務局（県民生活課）

この分類はこうち被害者支援センターに依頼をして、この形でお示ししている。

会長

関係機関が情報共有しながらネットワークを結んでいるため、一緒にした方が良いのでは。

委員

こうち被害者支援センターは早期援助団体になっているので、早期援助団体として警察からの情報提供等を区別しているのではないか。

委員

しなければならないわけではないが、早期援助団体としてという捉え方をしたら、この数字になっている。

会長

そのあたりの公表の仕方は、事務局にも考えていただきたいと思う。

あと1点、広報でSNSの活用やホームページ、印刷物のお話があったが何かネットの関係であるか。

委員

委員の意見のようにSNSは少しセンシティブなところがあるので、被害者に配慮した広報の仕方に気を付けないといけないと感じているので、今後ご検討いただきたい。

ただ、SNSを完全に排除するのこの時代難しいと感じるので、どう扱えばいいのかはまた議論させていただきたい。

会長

被害者への配慮について、何かそれに関してあるか。

委員

被害者への配慮という点からすると、慎重にすることが大事だと思うが、情報を届けた人に、どうやったらあなたに情報が届くのかと聞くのが早い。大人がどんなに考えても、小学生が普段どのようなメディアに接し、どのようなものであれば接しやすく見やすいか、もっと見てみたくなるのかは分からない。ネットの利用や犯罪被害の教育の中で、社会には危ないことがあり、危ないことが起きた時や起きそうな時にあなたを助けたいから、あなたに情報を伝えたいけれど、どのような方法がいいか？子どもに教えてもらう機会があれば良いと思う。

委員

私にも小学生の孫がおり、先日夏休みの取組で小学校へ出向いていった時に、子どもたちの目線で目に付くところは、学校の掲示板ではないかと思った。子どもたちは日頃学校の中で過ごしている時間が一番多く、学校にいる間に目にするのは、学校の掲示板や教室内の黒板の横が一番目につく。親にはLINEでいろいろな情報が発信されているようなので、保護者にはLINEを活用する。

各個室のトイレに掲示をすることも良いと思う。今机の上にあるカードが中高生向けであれば良いが、小学生向けではないので、分かりやすい言葉で、「何か困ったことがあったらここへ」と電話番号を記載すれば分かりやすい。まずは学校の先生に相談することも大事だと思う。

会長

来年度の予算の時期にもなってくるので、今日の委員の意見を踏まえて事務局で検討の上対応してほしい。

委員

一番大事なのは、子どもたちが心を開いて、困ったときに困っていると相談できるかどうか。本当は一番近くにいる人に言えたらいいが、子どもたちは近くの人にはなかなか言えない。例えば学校で一番身近にいるのは担任であるが、小学校の担任は朝から晩まで非常に忙しく、それぞれの子どもとじっくり話ができる時間は1週間に数回という状況。

委員からの意見のとおり、放課後の枠に縛られない時間の中で子どもが初めて困ったことを言える状況がある。私自身、放課後の学習システムにも関わっているが、子どもがふと本音をつぶやき、その声をキャッチして、校長先生に報告をしたところ、担任は、教室ではそのような内容を聞いてないとおっしゃっていた。担任に子どもの声が聞けるような時間的な余裕やゆとりがないことや、子ども自身が教室の集団の中では心を開けないから、本音の部分での弱音が吐けない。だから放課後の部屋に来て、ぼつとつぶやいた。子どもが本当に困ったときに困ったとつぶやける、そういう場面を大事にしていけないといけない。

保護者に心配かけないようにということもあるが、叱られるから言えないということもある。資料5にも記載があるように、被害が発覚した時の対応として、子どもを叱るのではなく「守る」という思いを伝え、安心して話せる、話していいのだと子どもが感じられるような対応が必要ではないか。

事務局（県民生活課）

委員からの意見については、県としても教育委員会と連携して真摯に取り組んでいきたい。広報については、センターと連携しながら、より良い効果的な広報を構えていきたい。

（2）「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組状況について

事務局（県民生活課）

資料6-1「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援政策の取組について説明。

委員

資料6-1の数字の確認をさせてほしい。

「3具体的な取組内容」の一番上「犯罪被害者等支援に特化した相談支援」の民間支援団体の相談件数443件は、全て犯罪被害者による相談という理解してよろしいか。

3段目の「属性に応じた相談支援」では、女性相談支援センターの相談件数1,121件、ひとり親家庭支援センター相談件数1,713件のうち、DV相談件数をそれぞれ記載しているが、DVだけが犯罪被害者に関する数字なのか教えてほしい。

また、「特化した相談件数」も民間支援団体443件のうち、「性犯罪に関する相談支援」のところに民間支援団体383件とあるので、これは443件のうち383件が性犯罪という理解でよろしいか。

事務局（県民生活課）

民間支援団体の相談件数443件は、こうち被害者支援センターで受け付けた相談件数で犯罪被害に特化した件数。

女性相談支援センターやソーレ、ひとり親での相談件数は、受けた全体の件数を記載した上で、うちDV相談件数を記載している。

委員

相談件数443件と性犯罪383件は、全く別物か。内数か。

事務局（県民生活課）

内数である。

委員

性被害以外は60件程度しかないということか。

事務局（県民生活課）

センターで受け付けている相談の約9割程度が性被害と聞いている。

委員

資料6-1の「犯罪被害者等支援に特化した相談件数」の民間支援団体のところに直接的支援の件数が入っていないのはなぜか。

令和4年度は、電話相談332件、面接70件、その他41件、直接的支援318件の合計761件であるが、直接的支援も支援の一環でやっている。

事務局（県民生活課）

直接的支援の件数が漏れているので次回からは掲載させていただく。

会長

事務局は、内数の表記等分かりやすいような形で次回から気を付けるようお願いしたい。

（３）「市町村との連携強化」について

事務局（県民生活課）

資料７ 市町村との連携強化について説明。

委員

県内の市町村の条例制定の状況が全国以下で遅れていると感じた。町村長会で県からの資料を配り周知していきたい。

会長

事務局は町村会の事務局に情報提供をするように。市長会にもお願いしたい。

委員

承知した。

委員

資料７の市町村の連携で、総合的対応窓口表示が１市のみというのは非常に残念。県から働きかけてもらいたい。センターが直接的支援に伴う場合は、関係市町村に場所の提供をお願いして面接や直接支援を実施するというケースがあるので、引き続き有効的に使えるようお願いしたい。

条例の制定を検討している市町村は、特化条例、既存条例どちらを検討されているかをまた教えてほしい。

公営住宅への優先入居については、優先とは抽選の確率が上がるだけなのか、個別に対応がかなうのか、募集時期に関係なく空室があれば優先的に入居できるのか等公表できるところだけでよいので教えてほしい。

別件にはなるが、心理的支援については、当センターの公認心理師によるカウンセリン

グを実施している。センターの事業のほとんどがワンストップ支援センターの性被害者に対しての支援ということもあり、一般犯罪については、カウンセリングの費用の捻出ができていないため、今年度高知県警察に1件お願いした。警察への届出をためられる方や望んでない方もいるので、件数は少ないが、高知県では犯罪被害者等支援条例を制定し、指針も策定されているというところからすると、この部分も次年度において改善ができればいいと思っている。

事務局（県民生活課）

市町村の条例の制定の今後の見込み等についてセンターのほうに情報提供していく。

会長

準備でき次第、センターと各委員に情報共有できるようにお願いしたい。

委員

委員のお手元に高知県犯罪被害者等支援ハンドブックがあると思うが、県が非常に工夫をして作っているもので、7月の市町村の担当者会でも使用した。

今まで被害者支援をしたことのない担当者が被害者が目の前に来たときにどのようにハンドブックを活用して適切な対応をするかをグループワークで実施し、市町村の担当者は非常に熱心に取り組んでいた。このようなハンドブックがあることで、初めてのことでも怖がらず、二次被害も極力避けることができる中身になっているので、そのような研修の機会を作ることで市町村での条例制定につながっていくと思う。

会長

事務局は各市町村に普及と啓発等お願いをしたい。

（４）その他

事務局（県民生活課）

安全安心まちづくりひろば、医療従事者等研修会について紹介

会長

委員からの意見については、調整、整理次第、各委員に情報提供を改めてお願いしたい。他に何かないか。

委員

今日、性犯罪や特に若年齢の性犯罪の内容で議論がされたが、高齢者の特殊詐欺の被害者に対する何かケアはあるのか。現在経済的な支援は何もないと思うが、精神的ダメージはかなり大きいと思うので心のケアや福祉等の対応などの実状がどうなっているのか1度教えてほしい。

事務局（県民生活課）

特殊詐欺については、大きな課題だと感じている。国でも振り込め詐欺救済法や組織犯罪処罰法（被害回復給付金支給制度）という制度があり、一定の条件を満たせば被害額の全部または一部が戻ってくる制度もある。心のケア等メンタル的な支援も必要だと思うので、県では精神保健福祉センター、こうち被害者支援センター、高知県に設置している相談窓口でもまずは受け止める対応はしている。

市町村なども身近な相談窓口として対応できるので、特殊詐欺の被害に遭った高齢者については、独居高齢者、認知症等の様々な背景もある可能性があるので寄り添った支援ができるよう福祉部門と連携して対応していきたい。

特殊詐欺の被害状況は、今年上半期で被害額が昨年1年間より増えたという状況もあるので、可能な範囲で情報提供していきたい。

委員

被害の状況と被害者支援の実状の情報提供をお願いしたい。

事務局

以上をもって、令和5年度高知県犯罪被害者等支援推進会議を閉会。